

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第7回総会

令和4年7月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年7月15日 午後2時28分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴	伊達崎・下郡地区 亀岡 範彦
上郡地区 岡崎 明	南半田地区 横山 正春
北半田地区 早田 與喜治	

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員5名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	八 卷 靖 之
係 長	吉 田 安 孝
主任主査	松 原 義 行

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和4年第7回総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。
まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。
桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

5番 朽木 泰男 委員

6番 高橋 貢 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第3号、農地法第5条届出 整理番号1、2を朗読後、説明】
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。
整理番号1、2ともに市街化区域内の農地となります。内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いしま

す。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、件数が多いことと、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは先に、所有権移転を審議いたします。整理番号3から7について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第14号、農業経営基盤強化促進法 整理番号3から7（所有権移転）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号3から7の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号3の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地の補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借りて耕作していた樹園地です。桃を栽培することで、同一区域内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、

支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号4の地区担当である 早田 與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は、所有者家族が耕作していた水田です。自宅から遠距離の申請地を譲渡し効率化を図るとともに、譲受人は、取得し水稻を栽培することで、同一地域内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号5の地区担当である 横山 正春 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借りて耕作していた畑です。自己所有農地の隣接地となるため、同一地域内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま。

また、本件の権利取得による周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号6の桑折地区分について、桑折地区担当である 井浦 成晴 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号6の桑折地区分について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けて耕作していた田です。引き続き水稻を耕作し、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号6と7の地区担当である岡崎 明 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号6の上郡地区分、整理番号7について、現地を確認してきました。

整理番号6の申請地は、譲受人が以前から借り受けて耕作していた田及び樹園地です。自己所有農地の隣接地のため、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。整理番号7の申請地は、譲受人が所有している樹園地に隣接しており、引き続き桃を栽培し、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。また、2件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保もそれぞれ水田、樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えま

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採

決いたします。

整理番号3から7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号3から7は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定を審議いたします。議事参与の制限の関係で、整理番号8から31、33から63を、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第14号、農業経営基盤強化促進法 整理番号8から31、33から65（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号8から31、33から63の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号8から31、33から63について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号8から31、33から63について、

原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号32については、2番 蓬田浩幸 委員が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(2番 蓬田浩幸 委員 退席)

会 長 事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第14号、農業経営基盤強化促進法 整理番号32（利用権設定）朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号32の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号32について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号32は原案のとおり決定いたしました。

(2番 蓬田浩幸 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号64については、4番 浅野国英 委員が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 浅野国英 委員 退席)

会 長 事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第14号、農業経営基盤強化促進法 整理番号64（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号64の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号64について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号64は原案のとおり決定いたしました。

(4番 浅野国英 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号65については、7番 佐藤 親 委員が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号65の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号65について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第14号、農業経営基盤強化促進法 整理番号65（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号65の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号65について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号65は原案のとおり決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

以上を持ちまして、7月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和4年第7回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時42分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人